

ひめの凜栽培者認定制度実施要綱 新旧対照表

改正後	現行
「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱	「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱
(目的)	(目的)
第1条 この要綱は、「ひめの凜」栽培者の認定に關し必要な事項を定めるこことにより、「ひめの凜」の品質管理の徹底を図り、品質・食味を確保するとともに、「ひめの凜」を本県オリジナル良食味米として普及・定着させることを目的とする。	第1条 この要綱は、「ひめの凜」栽培者の認定に關し必要な事項を定めるこことにより、「ひめの凜」の品質管理の徹底を図り、品質・食味を確保するとともに、「ひめの凜」を本県オリジナル良食味米として普及・定着させることを目的とする。
(審査機関の設置)	(審査機関の設置)
第2条 「ひめの凜」栽培者認定の審査等を行う機関として、「ひめの凜」栽培者認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。	第2条 「ひめの凜」栽培者認定の審査等を行う機関として、「ひめの凜」栽培者認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。
2 審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。	2 審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。
(認定の対象者)	(認定の対象者)
第3条 認定の対象となる生産者は、「ひめの凜」の栽培を希望する農業生産法人及び當農集団等（以下、「農業者等」という。）とする。	第3条 認定の対象となる生産者は、「ひめの凜」の栽培を希望する農業者、農業生産法人及び當農集団等（以下、「農業者等」という。）とする。
(認定栽培者)	(認定栽培者)
第4条 この要綱に基づき認定された農業者等を「ひめの凜」認定栽培者（以下、「認定栽培者」という。）といい、認定を受けた者に限り、「ひめの凜」を栽培することができます。（ただし、第6条の実証・試験栽培者や、農林水産研究所から種子の提供を受けて栽培する高等学校等は除く。）	第4条 この要綱に基づき認定された農業者等を「ひめの凜」認定栽培者（以下、「認定栽培者」という。）といい、認定を受けた者に限り、「ひめの凜」を栽培することができます。（ただし、第6条の実証・試験栽培者や、農林水産研究所から種子の提供を受けて栽培する高等学校等は除く。）

改正後	現行
(認定基準)	(認定基準)
<p>第5条 認定栽培者の認定基準を次のとおり定める。</p> <p>(1)認定を受けようとする年産の「ひめの凜」の作付予定面積が次のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア 認定を受けようとする農業者等の作付予定面積が <u>1ha</u>以上であること。</p> <p>イ 地域的なつながりのある3戸以上の農業者等からなるグループであって、農業者等それぞれの作付予定面積が <u>25a</u>以上あること。(グループの代表者がJAである場合は、作付予定面積の平均が <u>25a</u>以上とする。ただし、1戸当たりの下限面積は <u>10a</u>とする。)</p> <p>(2)次に定める栽培・出荷等の基準を遵守する農業者等であること。</p> <p>ア 原則6月22日までに移植を実施すること。ただし、登熟時期の気温の低下が大きい標高100m以上の地域は、原則6月15日までに移植を実施すること。</p> <p>イ 穂肥診断に基づいた施肥管理を行うこと。</p> <p>ウ いもち病等に対する基幹防除を徹底すること(種子消毒、育苗箱施用剤の施用及び本田防除1回以上)。</p> <p>エ 出荷調製時のふるい目は1.85mm以上を使用すること。</p> <p>(3)別に定める「<u>ひめの凜</u>」プレミアムオリティ基準並びに、「<u>ひめの凜</u>」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン等に基づき、区分して集出荷・販売できる体制が講じられていること。</p>	<p>第5条 認定栽培者の認定基準を次のとおり定める。</p> <p>(1)認定を受けようとする年産の「ひめの凜」の作付予定面積が次のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア 認定を受けようとする農業者等の作付予定面積が <u>2ha</u>以上であること。</p> <p>イ 地域的なつながりのある3戸以上の農業者等からなるグループであって、農業者等それぞれの作付予定面積が <u>50a</u>以上あること。</p> <p>(2)次に定める栽培・出荷等の基準を遵守する農業者等であること。</p> <p>ア 原則6月22日までに移植を実施すること。ただし、登熟時期の気温の低下が大きい標高100m以上の地域は、原則6月15日までに移植を実施すること。</p> <p>イ 穂肥診断に基づいた施肥管理を行うこと。</p> <p>ウ いもち病等に対する基幹防除を徹底すること(種子消毒、育苗箱施用剤の施用及び本田防除1回以上)。</p> <p>エ 出荷調製時のふるい目は1.85mm以上を使用すること。</p> <p>(3)別に定める「<u>ひめの凜</u>」美味しさ基準並びに、「<u>ひめの凜</u>」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン等に基づき、区分して集出荷・販売できる体制が講じられていること。</p>

改正後	現行
<p>2 認定を受けようとする農業者等は、「ひめの凜」栽培者認定申請書(様式第1号)を知事に申請するものとする。</p> <p>3 第2項において、第5条(1)のイによる場合は、グループの名称と代表者を定め、代表者が申請するものとする。</p> <p>4 第2項において、JA等の集出荷事業者や販売事業者は、認定を受けようとする農業者等を取りまとめて代表者となり申請できるものとし、取りまとめて他の他の要件を附すことができるものとする。</p> <p>5 第3項及び第4項の代表者は、第10条による認定後ににおいては、この要綱に定める手続きや調整を代表して行うとともに、認定栽培者の責務等の履行について適切な対応がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>2 認定を受けようとする農業者等は、「ひめの凜」栽培者認定申請書(様式第1号)を知事に申請するものとする。</p> <p>3 第2項において、第5条(1)のイによる場合は、グループの名称と代表者を定め、代表者が申請するものとする。</p> <p>4 第2項において、JA等の集出荷事業者や販売事業者は、認定を受けようとする生産者等を取りまとめて代表者となり申請できるものとし、取りまとめてその他の要件を附すことができるものとする。</p> <p>5 第3項及び第4項の代表者は、第10条による認定後ににおいては、この要綱に定める手続きや調整を代表して行うとともに、認定栽培者の責務等の履行について適切な対応がなされるよう努めるものとする。</p>

(認定の審査)

- 第9条 知事は、前条の申請があつたときは、認定要件に関する審査(以下「認定審査」という。)を審査会に行わせるものとする。
- 2 申請者は、認定審査が円滑に行われるよう協力するものとする。
- い。

	改正後	現行
(認定)		(認定)
第10条 知事は、認定審査において、認定要件に適合すると認められたときは認定するものとし、第8条第2項による申請の場合は農業者等ごとに、第8条第3項並びに4項による申請の場合は代表者（以下、「認定代表者」という。）に対して認定審査結果通知書（様式第2号）により通知するとともに、栽培者認定証（様式第3号）を交付するものとする。なお、認定代表者以外の認定栽培者から交付の希望があつた場合は個人にも交付するものとする。	第10条 知事は、認定審査において、認定要件に適合すると認められたときは認定するものとし、第8条第2項による申請の場合は農業者等ごとに、第8条第3項並びに4項による申請の場合は代表者（以下、「認定代表者」という。）に対して認定審査結果通知書（様式第2号）により通知するとともに、栽培者認定証（様式第3号）を交付するものとする。	2 知事は、認定審査において、認定要件に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して認定審査結果通知書（様式第2号）によりその理由を付して通知するものとする。
(認定内容の変更)		(認定内容の変更)
第11条 認定栽培者又は認定代表者は、次の各号のいづれかに該当するときは、速やかに認定内容変更届出書（様式第4号）により知事に届け出なければならない。	第11条 認定栽培者又は認定代表者は、次の各号のいづれかに該当するときは、速やかに認定内容変更届出書（様式第4号）により知事に届け出なければならない。	(1) 認定栽培者若しくは認定代表者又はその両方の変更。 (2) 前条により認定を受けた「ひめの凜」作付面積の3割以上の増減。 (3) その他、本認定制度の運営に重要な支障が生じると認められる場合であつて、知事が認定内容変更の届出を求める場合。

改正後	現行
2 知事は、前項の届出について、その内容が認定基準に適合しない等認定を継続することが不適当と認められたときは、審査会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。	2 知事は、前項の届出について、その内容が認定基準に適合しない等認定を継続することが不適当と認められたときは、審査会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。 3 前項の規定により認定を取り消された者は、前条第1項の規定により交付を受けた認定証を速やかに知事に返還しなければならない。
(認定の辞退)	
第12条 認定栽培者又は認定代表者は、次の各号のいづれかに該当するときは、認定辞退届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならない。	第12条 認定栽培者又は認定代表者は、次の各号のいづれかに該当するときは、認定辞退届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならぬ。 (1) 第5条に規定する認定基準に適合しなくなつたとき。 (2) 「ひめの凜」の栽培を中止し、再開の見込みがないとき。
(認定の表示)	
第13条 認定栽培者は、「ひめの凜」の出荷又は販売に当たり、ひめの凜ロゴマークを使用することができるものとする。 2 ひめの凜ロゴマークを使用する場合は、別に定めるひめの凜ロゴマーク使用規程に従わなければならない。	第13条 認定栽培者は、「ひめの凜」の出荷又は販売に当たり、ひめの凜ロゴマークを使用することができます。 2 ひめの凜ロゴマークを使用する場合は、別に定めるひめの凜ロゴマーク使用規程に従わなければならない。

改正後	現行
(実績の報告) 第14条 認定栽培者又は認定代表者は、認定を受けた当該年産「ひめの凜」の生産実績について、当該年産米の出荷又は販売を終了した日から1か月以内、若しくは、当該年産の翌年11月末日のいづれか早い日までに実績報告書（様式第6号）により知事に報告するものとする。 なお、出荷・販売先については、認定栽培者が各自で記録・保管（2年間）することとし、知事は必要と認められるとときは、保管される記録の提出を求めることができる。	(実績の報告) 第14条 認定栽培者又は認定代表者は、認定を受けた当該年産「ひめの凜」の生産実績について、当該年産米の出荷又は販売を終了した日から1か月以内、若しくは、当該年産の翌年11月末日のいづれか早い日までに実績報告書（様式第6号）により知事に報告するものとする。
(報告の徴収等) 第15条 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、認定栽培者及び認定代表者に対して「ひめの凜」に係る報告及び関係書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。 (認定の取消) 第16条 知事は、第11条第2項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。 (認定の取消) 第16条 知事は、第11条第2項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。 (1)虚偽の申請により認定を受けたとき。 (2)第14条の規定による報告を行わなかつたとき。 (3)前条に規定する報告等を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき。 (4)その他制度の運用又は「ひめの凜」のブランド化の推進に重大な支障を及ぼす行為があつたとき。 (5)認定栽培者以外の者に、種子又は苗を有償・無償に譲渡したとき。	(報告の徴収等) 第15条 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、認定栽培者及び認定代表者に対して「ひめの凜」に係る報告及び関係書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。 (認定の取消) 第16条 知事は、第11条第2項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。 (1)虚偽の申請により認定を受けたとき。 (2)第14条の規定による報告を行わなかつたとき。 (3)前条に規定する報告等を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき。 (4)自家採種を行つたとき。 (5)認定栽培者以外の者に、種子又は苗を有償・無償に譲渡したとき。

改正後	現行
<p>(6) その他制度の運用又は「ひめの凜」のブランド化の推進に重大な支障を及ぼす行為があつたとき。</p> <p>(認定を受けた者の責務)</p> <p>第 17 条 認定栽培者及び認定代表者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号事項について特に留意しなければならない。</p> <p>(1) 県が開催する研修会等に原則参加するとともに「ひめの凜」栽培うち、2年以上栽培を行った認定栽培者については、県が作成した動画などによるオンライン研修会の視聴をもって、それに代えることができる。</p> <p>(2) 「ひめの凜」栽培マニュアル並びに、「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン等を遵守し、適正な栽培管理と集出荷・販売に努めること。</p> <p>(3) 自家採種を行わないこと。</p> <p>(4) 認定栽培者以外の者に、種子又は苗を有償・無償に譲り渡さないこと。</p> <p>(5) 消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、「ひめの凜」の認知普及に努めること。</p>	<p>(6)</p> <p>(認定を受けた者の責務)</p> <p>第 17 条 認定栽培者及び認定代表者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号事項について特に留意しなければならない。</p> <p>(1) 県が開催する研修会等に原則参加するとともに「ひめの凜」栽培マニュアル並びに、「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン等を遵守し、適正な栽培管理と集出荷・販売に努めること。</p> <p>(2) 「ひめの凜」栽培マニュアル並びに、「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン等を遵守し、適正な栽培管理と集出荷・販売に努めること。</p> <p>(3) 自家採種を行わないこと。</p> <p>(4) 消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、「ひめの凜」の認知普及に努めること。</p> <p>(5) 「ひめの凜」の計画的な生産、品質管理並びに關係書類の整理保管(5年間)に努めること。</p>

	改正後	現行
(6)認定栽培者又は認定代表者は、別に定めるひめの凍栽培管理記録、出荷・販売にあたつてのチェックシート等を作成し保管すること。 また、食味分析を行うため玄米サンプルをＪＡ又は各地方局・支局地域農業育成室へ提出することとし、量や提出の時期、その他の方法は別に定めるものとする。		
(7)「ひめの凍」の計画的な生産、品質管理並びに関係書類の整理保管（2年間）に努めること。	<p>2 第7条による認定栽培者は、(2)の責務を免除する。</p> <p>(現地調査)</p> <p>第18条 知事は、本要綱の定めに關し、認定栽培者及び認定代表者に報告等を求めるほか、必要と認める場合は、現地調査を行うものとし、認定栽培者はこれに応じ、改善その他の措置を講じるよう指示のあつた場合は、適切に対応するものとする。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第19条 本要綱により知事に提出する書類は、所轄地方局を経由するものとする。</p>	<p>2 第7条による認定栽培者は、(2)の責務を免除する。</p> <p>(現地調査)</p> <p>第18条 知事は、本要綱の定めに關し、認定栽培者及び認定代表者に報告等を求めるほか、必要と認める場合は、現地調査を行うものとし、認定栽培者はこれに応じ、改善その他の措置を講じるよう指示のあつた場合は、適切に対応するものとする。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第19条 本要綱により知事に提出する書類は、所轄地方局を経由するものとする。</p>

(削除)

(経過措置)

第 20 条 知事は、「ひめの凜」の生産振興やブランド確立の観点から、当面の間、次の措置を講じるものとする。

(1) 第 5 条(1) の認定を受けようとする農業者等の作付予定面積が 2 ha 以上に緩和する。

(2) 第 5 条(1) のイの農業者等それぞれの作付予定面積が 50a 以上を 25a 以上に緩和する。

(3) 第 5 条(1) のイによるグループの代表者が JA である場合は、作付予定面積を平均 25 a 以上とする。ただし、1 戸当たりの下限面積は 10 a とする。

(4) 種子の供給量を踏まえ、本要綱の定めに加え、農産園芸課長が別に定める基準により、認定栽培者を認定するものとする。

(その他)

第 20 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 28 日から施行する。

第 21 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 28 日から施行する。

※寒風の「取扱量」は販売用や自家消費用を含めた全ての量を記載すること。
※第6条に定める実証・試験終了者について、備考に美証・試験内容を記載する。

改正後		現行	
様式第 6 号 「ひめの凜」生産実績報告書		様式第 6 号 「ひめの凜」生産実績報告書	
年 月 日 愛媛県知事 様	年 月 日 愛媛県知事 様	申請者 住所 団体名 代表者職氏名 印	申請者 住所 団体名 代表者職氏名 印
<p>「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱第 14 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。</p> <p>記</p>			
<p>1 認定番号 「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱第 14 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。</p> <p>記</p>			
<p>2 生産実績 年産 「ひめの凜」 作付面積 年産 「ひめの凜」 出荷量</p>			
<p>3 出荷・販売先 J.A.への出荷 J.A.以外の集荷販売事業者への出荷 産直市やスーパーマーケット等での直接販売 消費者への直接販売 飯糸、縁故米</p>			
<p>4 「ひめの凜」ロゴマークの使用実績 (1) 使用の有無 (2) 使用方法</p>			
<p>添付書類 ・「ひめの凜」栽培者名簿（様式第 1 号-1）</p>			

改正後

「ひめの凜」プレミアムクオリティ基準

「ひめの凜」栽培者認定制度実施要項第5条（3）に基づき、「ひめの凜」プレミアムクオリティ基準を次のとおり定める。

＜基準の考え方＞

「ひめの凜」は、県内外の消費者・販売事業者等から良食味として非常に高い評価を得ている本県オリジナル品種であるが、基本基準は、全国の数ある銘柄米の中で「ひめの凜」が高級ブランド米としての地位を確立することを目的とし、特に「ひめの凜」が持つ良食味の特性を最大限に実感できる基準として設定するものである。

項目	基 準	
栽培基準	種子 自家採種によらず、種子を更新していること。	
	移植日 原則 6月 22 日までに移植すること。ただし、標高 100m 以上の地域は、原則 6月 15 日までに移植すること。	
	施肥管理 施肥診断に基づいた施肥管理を行っていること。	
	防除 いもち病等の基幹防除を行っていること。 (種子消毒、育苗箱施用剤の施用及び、本田防除 1 回以上)	
区分	プレミアムクオリティ	
品質基準	検査等級(農産物検査) 1 等 玄米タンパク質含有率 (水分 15%) 水分 ふるい目	自家採種によらず、種子を更新すること。 原則 6月 22 日までに移植すること。ただし、標高 100m 以上の地域は、原則 6月 15 日までに移植すること。 施肥診断に基づいた施肥管理を行っていること。 いもち病等の基幹防除を行っていること。 (種子消毒、育苗箱施用剤の施用及び、本田防除 1 回以上)
	6.3%以下	6.3%以下
	14.0～15.0%	14.0～15.0%
	1.85mm 以上	1.85mm 以上

(注) 販売にあたつては「「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン」を遵守すること。

附 則

1 この基準は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年度から適用する。

附 則

1 この基準は、令和 5 年 10 月 24 日から施行し、令和 6 年度から適用する。

附 則

1 この基準は、令和 6 年 月 日から施行し、令和 7 年度から適用する。

2 令和 6 年度までについては、なお従前の例により取り扱う。

現行

「ひめの凜」美味しい基準

「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱第5条（3）に基づき、「ひめの凜」美味しい基準を次のとおり定める。

《基準の考え方》

この基準は、「ひめの凜」が県民に愛され、毎日食べるご飯に選ばれるとともに、品質にバラツキがなく一定以上の食味を有する美味しいお米として安定供給することを目指すとする。
この基準値は、これまでの愛媛県農林水産研究所の試験データと「ひめの凜」の食味特性を踏まえ、一般的なコシヒカリ※との美味しいしさの違いが実感できる食味となるよう設定するものである。

※一般的なコシヒカリとは、複数产地のコシヒカリブレンド米をいう。

項目	基 準	
栽培基準	種子 自家採種によらず、種子を更新していること。	
	移植日 原則 6月 22 日までに移植すること。ただし、標高 100m 以上の地域は、原則 6月 15 日までに移植すること。	
	施肥管理 施肥診断に基づいた施肥管理を行っていること。	
	防除 いもち病等の基幹防除を行っていること。 (種子消毒、育苗箱施用剤の施用及び、本田防除 1 回以上)	
区分	プレミアムクオリティ	
品質基準	検査等級(農産物検査) 1 等 玄米タンパク質含有率 (水分 15%) 水分 ふるい目	自家採種によらず、種子を更新すること。 原則 6月 22 日までに移植すること。ただし、標高 100m 以上の地域は、原則 6月 15 日までに移植すること。 施肥診断に基づいた施肥管理を行っていること。 いもち病等の基幹防除を行っていること。 (種子消毒、育苗箱施用剤の施用及び、本田防除 1 回以上)
	6.3%以下	6.3%以下
	14.0～15.0%	14.0～15.0%
	1.85mm 以上	1.85mm 以上

1 附 則
この基準は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。

附 則
1 この基準は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、なお従前の例により取り扱う。

附 則
1 この基準は、令和 5 年 10 月 24 日から施行し、なお従前の例により取り扱う。

附 則
1 この基準は、令和 6 年 月 日から施行し、令和 7 年度から適用する。

2 令和 6 年度までについては、なお従前の例により取り扱う。